

諮問番号：諮問第 217 号

答申番号：答申第 217 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉北福祉事務所長（以下「処分庁 1」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び北九州市長（以下「処分庁 2」という。）が審査請求人に対して行った法第 77 条の 2 に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分 2」という。また、本件処分 1 及び本件処分 2 を以下「本件各処分」と総称する。）に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は令和 2 年 10 月より医療機関 A で食道がんの治療を受けていたが、入院すればその治療費等が支払えないことが確実なので、北九州市小倉北福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）で法に基づく生活保護（以下「保護」という。）について相談していた。そして、同年 12 月 23 日、医療機関 A より 12 月 28 日入院・手術との連絡を受けたので、福祉事務所の職員にもその旨連絡し、同日より保護を受けたいと申し出た。

同日、入院前に福祉事務所を訪れ、福祉事務所の職員に本日付けで保護申請を行いたい旨述べたが、「手持ち資金が多すぎるので、本日付けの申請は認められない。1 月 4 日付けの申請となる。」と言われた。

審査請求人が、手持ち資金は入院中の雑費支出に充てるための数千円と、1 月 8 日に支払う予定の自動車保険料 55,000 余円のみであり、12 月 28 日付けで認定してもらわなければ入院料が払えないと言うと、福祉事務所の職員に、「12 月分の医療費は既に限度額を超えているので支払いはなく、1 月分は 3 日間だけなので数千円

で済む」と言われた。数千円程度なら今後受領する保護費から支払えるので問題はないと考え、審査請求人は1月4日付けの申請を行った。

- (2)ところが令和3年1月22日に退院するにあたり、病院から請求されたのは、12月分はゼロだったものの、1月分は41,556円であった。「1月1日から3日の3日間で41,000円もかかったのですか」と確認しても「そうです」と言われ、病院の担当者と話合った結果、月々3,000円の分割払いで支払うこととなった。

福祉事務所の職員の「数千円で済む」という言葉を信じて1月4日付けでの申請を行った結果、このような状態になり実に腹立たしかったが、月々3,000円なら支払い可能と自らを納得させ、毎月3,000円の分割払いで支払うこととした。

保護を受けるにあたって、借金は必ず報告することと言われていたので、退院後、1月4日からの担当者に、病院への支払いが3日間で41,000円になったこと及び一度に支払えないので月々3,000円の分割払いにしてもらった旨の報告を行ったが、41,000円の負担に関する弁明は全くなかった。保護受給者が41,000円もの負債を負うに至り、最低限度の生活費の中から、毎月3,000円を返済するに至ったことに関し、一言の弁明もなかった。審査請求人もこの時点では、保護制度の仕組み等についてはよく知らず、月3,000円程度であれば無理せず支払えると思っていたので、12月28日付けで受け付けてくれていればこのような負担を負わずに済んだのにと抗議することもしなかった。

なお、1月1日から3日までの入院費として、退院時には41,556円請求されたが、最終的には37,290円の支払いで返済完了となった。金額の変更の経緯については、病院側の会計担当者が変わったこともあり新担当者に聞いても不明であった。安くなる分にはこちら側から問題視する必要もないので、新たに請求された金額で処理した。

- (3)初回の分割払い日(令和3年2月15日)に690円支払い、以後3月から9月までに21,000円支払い、合計21,690円支払った時点で、北九州市保健福祉局保険年金課から令和2年国民健康保険高額療養費26,358円支給申請書の通知が届いた。

保護受給者は保護費即ち最低限度の生活費で生活していかなければならない。従って高額療養費の支給によりその最低生活費を上回る収入が生じた場合はその上回った額は返還しなければならない。審査請求人は年金と保護費で最低限度の生活を営んでおり、高額療養費26,358円を受給すれば、形式上は最低限度の生活費を上回

ることになる。従って 26,358 円の支給を申請・受領しても、26,358 円は返還しなければならないことになる。

しかし、審査請求人は保護申請を担当する職員の故意または過失行為により金 37,290 円の債務を負担し、毎月 3,000 円を医療機関 A に支払っており、最低限度の生活を毎月 3,000 円下回った生活をしていたのである。さらに、医療機関 A への返済金はまだ 15,600 円残っており、高額療養費を受け取らなければあと 5 回毎月 3,000 円ほど最低生活費を下回る生活を続けなければならないのである。これは到底受け入れられない選択である。

(4) そこで、審査請求人は以下のとおり主張する。

まず、福祉事務所の職員は審査請求人に対し、1 月 1 日から 3 日までの医療費負担は数千円であると説明し、審査請求人の保護開始を令和 3 年 1 月 4 日とした。その結果、審査請求人は 1 月 1 日から 3 日までの医療費 37,290 円を負担するに至った。つまり、福祉事務所の職員は、保護業務を行うにつき、故意または過失により違法に他人に損害を加えているので、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の要件に該当し、公共団体はこれを賠償する責に任ずる。

以上より、審査請求人は、上記損害賠償請求権 37,290 円の内 26,358 円を、北九州市が有する法第 77 条の 2 に基づく 26,358 円と相殺する（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 505 条第 1 項）。

これにより、本件各処分のお知らせに記載された 26,358 円の返還請求権は消滅する。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分 1 における処分庁 1 の判断過程に不合理な点はなく、本件処分 1 に違法又は不当な点は認められない。

同じく、本件処分 2 における処分庁 2 の判断過程に不合理な点はなく、本件処分 2 に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分 1 について

ア 法第 63 条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

審査請求人は、令和4年6月13日に、令和2年12月診療分の高額療養費26,358円を受給している。

高額療養費は、健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に基づき支給される給付であり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のアの(ア)の「公の給付」に該当するといえることから、その実際の受給額を収入として認定することとなる。

そして、処分庁1は審査請求人に対し、保護を開始した令和3年1月4日から、審査請求人が高額療養費26,358円を受給した令和4年6月13日を含む令和4年9月30日までの間に、保護費として26,358円以上を支払ったことが認められる。

したがって、審査請求人は、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するといえることから、処分庁1が26,358円を返還対象額としたことについて、違法又は不当な点はない。

イ 返還額の決定について

(ア) 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照）。

(イ) 処分庁1は、本件処分1に先立ち、審査請求人の高額療養費のうち入院費に充てた17,000円について自立更生費や必要経費として控除する等が認められないかを検討しており、これは、処分庁1が、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13の5の答の(2)に沿って、支給した保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合に当たるかについて検討を行ったものといえる。

また、審査請求人は、3回にわたり、処分庁1に対し、署名の上で収入申告義務や遡及した年金があった際の取扱い等を記した「生活保護法第61条に基づく収入の申告について」を提出していますが、審査請求人が処分庁1に対して入院費以外の具体的な用途を相談したことは認められない。

更に、処分庁1は、審査請求人の高額療養費の使用用途を考慮した上で、履行延期申請があった場合は分割納入を認めることとしていることから、審査請求人世帯の自立性に与える影響をより小さくする配慮をした上で、本件処分1を行ったことが認められる。

これらのことから、本件処分1に不合理な点はなく、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

(ウ) したがって、返還額の決定について処分庁1に裁量権の逸脱又は濫用と認められるところはなく、本件処分1を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分2について

法第77条の2第1項及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「省令」という。）第22条の3は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる旨を定めている。

そこで、これら規定を根拠とした本件処分2が「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」に該当しないか、以下検討する。

上記(1)から、審査請求人は、「保護金品を交付すべきでないにもかかわらず保護金品の交付が行われたために、資力を有することとなった」ことが認められる。

また、審査請求人が高額療養費を受給したことが判明したのは令和4年8月10日であり、本件各処分が行われたのが同年9月13日であったことが認められるところ、

審査請求人から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかったというような事情も認められない。

したがって、審査請求人に対する令和3年1月4日以降の保護は、省令第22条の3に規定する「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」に該当しないと認められる。

さらに、本件処分2において決定した徴収金の額は本件処分1において決定された金額と同額としているところ、当該徴収金の額を本件処分1による返還額の一部に制限すべき理由も認められない。

以上から、法第77条の2第1項の規定を適用して本件処分2を行った処分庁2の判断に、違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁1及び処分庁2に対し、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求権をもって、本件各処分により処分庁1及び処分庁2が有する保護費返還請求権と相殺（民法第505条第1項）し、その結果、本件各処分は消滅する旨主張している。

しかしながら、本件各審査請求は、本件各処分が違法又は不当であるかを判断するものであるところ、上記主張が本件各処分の違法又は不当であるかの判断に影響を与えるものであるとは認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

(4) その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件各審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年8月2日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年9月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分1について

審査請求人は、令和4年6月13日に、令和2年12月診療分の高額療養費26,358円

を受給している。高額療養費は、健康保険法第 115 条第 1 項に基づき支給される給付であり、次官通知第 8 の 3 の (2) のアの (ア) の「その他の公の給付」に該当することから、その実際の受給額を収入として認定することになる。

そして、処分庁 1 は、審査請求人に対する保護を開始した令和 3 年 1 月 4 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に、保護費として 26,358 円以上を支払ったことが認められる。

よって、処分庁 1 が、審査請求人が受給した高額医療費 26,358 円について、法第 63 条に基づく返還対象額としたことに違法又は不当な点は認められない。

返還額の決定にあたって、処分庁 1 は、審査請求人の高額療養費のうち入院費に充てた 17,000 円について、自立更生費や必要経費として控除する等が認められないか検討を行った上で、控除すべき額はない旨の判断をしたことが認められる。

また、審査請求人から処分庁 1 に対し、入院費以外の具体的な用途について相談した事実は認められない。

以上のことから、処分庁 1 が本件処分 1 を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分 2 について

法第 77 条の 2 第 1 項及び省令第 22 条の 3 は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる旨を定めている。

本件処分 1 における返還額は、審査請求人が受給した高額医療費相当額であり、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」には該当しない。

以上のことから、処分庁 2 が本件処分 2 を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁1及び処分庁2に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清 信

委員 内田 敬 子

委員 谷本 拓 也